

令和5年4月28日（金）	参考3
令和5年度第1回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会	

板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

令和2年4月1日区長決定

（設置）

第1条 板橋区（以下「区」という。）における障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」を策定するとともに、必要な障がい福祉サービス等の計画的な提供を定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定するに当たり、協議及び調査検討を行うことを目的とする、板橋区障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に報告する。

- （1）区の障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」について
- （2）障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要量の見込み
- （3）障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要見込み量の確保のための方策
- （4）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （5）その他障がい福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- （6）その他計画策定に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）障がい当事者等
- （3）保健医療関係者
- （4）障がい福祉関係機関
- （5）区民の代表者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は令和6年3月末日までとし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期も、また同様とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の委員の過半数の決議を経たときは非公開とすることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。

3 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

4 委員長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認める者を部会員とすることができる。

5 部会に、部会長及び副部会長を置く。

6 部会長は委員長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。

7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会は、部会長が招集する。

(謝礼)

第9条 委員、臨時委員及び前条第4項に規定する部会員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。